

第2節 具体的相続分の算定

1 三つの相続分（法定相続分・指定相続分・具体的相続分）

これらの用語は条文に書かれた用語, すなわち法令用語ではありませんが, 「相続分」という場合, 次の三つに分けて使われます。

法定相続分	法律が定めた相続割合 (定数・割合)	例： 配偶者1/2と子1/2
指定相続分	遺言書で指定された相続割合 (定数・割合)	例：「妻の相続分を3/5と定める。」との遺言があれば, 妻は3/5
具体的相続分	遺産分割の審判をする場合の基準になる金額（変数・金額。特別受益と寄与分により変わる）	例：妻の具体的相続分は3000万円

2 具体的相続分の意味

最高裁平成28年12月19日大法廷決定は、

相続人が数人ある場合、各共同相続人は、相続開始の時から被相続人の権利義務を承継するが、相続開始とともに共同相続人の共有に属することとなる相続財産について・・・共有関係を協議によらずに解消するには、・・・遺産分割審判によるべきものとされており、また、その手続において基準となる相続分は、特別受益等を考慮して定められる具体的相続分である（同法903条から904条の2まで）。

と判示していますが、具体的相続分とは、遺産分割の審判をする場合の基準になる、特別受益等を考慮して定められる金額のことです。

なお、ここでいう「特別受益等」というのは、上記判例も引用している民法903条から民法904条の2までに規定されたもの、すなわち、民法903条1項に規定された「遺贈」と「贈与」という特別受益のことで、民法904条の2に規定された「寄与分」のことです。

すなわち、下記の民法の条文のうち第903条は、特別受益者の相続分を定めた規定ですが、この条文で下線を引いた「相続分」というのが、特別受益者の具体的相続分のことなのです。

また、第904条の2は、寄与相続人の相続分を定めた規定ですが、この条文で下線（ただし、実線部分のみ）を引いた「相続分」というのが、寄与相続分の具体的相続分なのです。いずれも「額」で表される相続分なのです。

参照：

(特別受益者の相続分)

第903条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、前3条の規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもつてその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

(寄与分)

第904条の2 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別

の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

つまり、具体的相続分とは、特別受益者や寄与相続人がいない場合は、法定相続分又は指定相続分で遺産額を分けたときの金額になりますが、相続人の中で、「遺贈」を受けた者や「贈与」を受けた者がいると、民法第903条1項により、その者がもらえる具体的相続分は、特別受益分だけ少なくなる（具体的相続分がゼロかマイナスの場合は、民法903条2項により遺産分割を受けることはできない。）のです。

逆に、寄与分が認められる相続人（寄与相続人）は、第904条の2により、寄与分だけ具体的相続分が多くなります。

以上を整理しますと、遺産分割で、次の相続人の具体的相続分は、本来の相続分（法定相続分又は指定相続分）を金額表示したものと比べ、

特別受益者（遺贈又は贈与を受けた相続人）は	特別受益分だけ少なくなる
寄与相続人は	寄与分だけ多くなる

ということになります。

3 特別受益者も寄与相続人もいない場合の具体的相続分

この場合は、本来の相続分，すなわち，遺言書による指定相続分があれば指定相続分，指定相続分がなければ法定相続分で，遺産を分割しますので，具体的相続分は，指定相続分又は法定相続分を金額に直しただけのものになります。

(1) 遺言書で相続分の指定がない場合は，法定相続分で分ける

相続人は甲と乙の兄弟だけ，遺産の総額が1億円ならば，具体的相続分は，甲も乙も共に5000万円になります。

被相続人の財産	遺産1億円	
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2
具体的相続分	甲 5000万円	乙 5000万円

(2) 指定相続分がある場合は，それによります。

被相続人の財産	遺産1億円	
相続人と指定相続分	甲 3/5	乙 2/5
具体的相続分	甲 6000万円	乙 4000万円

4 特別受益者がいる場合の具体的相続分

前述の民法903条1項の規定や、次の判例からも明らかですが、特別受益者がいる場合の具体的相続分の例を挙げてみます。

最高裁平成12年2月24日判決
民法903条1項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分又は指定相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額をもって右共同相続人の相続分（以下「具体的相続分」という。）とする旨を規定している。 <u>具体的相続分は、このように遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、・・・・・・</u>

- (1) 遺贈なし、寄与相続人なし、乙のみ2000万円相当（相続開始時の評価額）の財産を生前贈与として、もらい受けていた場合

甲の具体的相続分は5000万円、乙の具体的相続分は3000万円になります。これは一見、乙に不利に見えますが、乙は2000万円の生前贈与を受けていますので、それを合わせると公平な遺産分割になるのです。

(単位 万円)

被相続人の財産	相続開始時の財産8000（遺産）	生前贈与2000
みなし相続財産	10000	
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2
仮の相続分	甲 5000	乙 5000
具体的相続分	甲 5000	乙 3000 乙2000

- (2) 甲に2000万円の遺贈あり、生前贈与なし、寄与相続人なしという場合

具体的相続分は、甲が5000万円、乙が3000万円になります。これにより、甲の方が2000万円多いことにはなりますが、乙は別に遺贈（これは相続開始時の財産の中に含まれています。）2000万円を得ています。合計すれば、甲と同じだけの財産を得ているので、公平な遺産分割になっているのです。

(単位 万円)

被相続人の財産	相続開始時の財産10000		
内訳	相続8000 (共同相続財産8000)		遺贈2000
みなし相続財産	10000		
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2	
仮の相続分	甲 5000	乙 5000	
具体的相続分	甲 5000	乙 3000	乙2000

以上の「贈与」という言葉と「遺贈」という言葉を、上位概念である「特別受益」という言葉に置き換えますと、具体的相続分は、次のように言い表すことができます。

(単位 万円)

被相続人の財産	相続8000 (共同相続財産8000)		特別受益 乙2000
みなし相続財産	10000		
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2	
仮の相続分	甲 5000	乙 5000	
具体的相続分	甲 5000	乙 3000	乙2000

特別受益者とは？

特別受益とは、民法903条1項に規定された「共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与を受けた者」のことです。

(1) 遺贈

ここでいう「遺贈」とは、被相続人が遺言書によって特定の財産を特定の相続人に承継させることをいいますので、法的意味の「遺贈」のほか、特定の財産を特定の相続人（受遺相続人）に「相続させる」と書いた遺言を含みます。

(2) 贈与

贈与は、次の①及び②に限られます。

① 婚姻又は養子縁組のための贈与

婚姻又は養子縁組のための贈与とは、ある程度のまとまりのある持参金や支度金などに限られて、結納金や結婚式費用は、婚姻のための贈与とはされていません。

② 生計の資本としての贈与

生計の資本としての贈与とは、不動産、不動産購入のための現金、貸金の免除、保証債務の代位弁済をしながら求償権を行使しなかった場合（高松家裁丸亀支部平成3年11月19日審判）など、やはり、ある程度のまとまりのある金額であることが必要とされるのです。債務の肩代わりも含まれます。

①②を通して言えること

要は、持戻し対象の生前贈与というのは、相続財産の先渡しの贈与をいうのです。先渡しであるため、相続が開始したとき、持戻し計算の必要が生ずるのです。

ですから、1万円や2万円程度の小遣金など、持戻し対象になるような生前贈与ではありません。

東京家裁平成21年1月30日審判は、被相続人から子の一人に対し、約2年の間に1か月に2万円から25万円の送金をしていたうちの、1か月に10万円を超える

送金は生計資本としての贈与であると認められるが、これに満たない送金は親族間の扶養的金銭援助にとどまり生計資本としての贈与とは認められない、したがって、1回10万円未満の贈与は特別受益にならない、との判断をしております。

5 生命保険金が特別受益とされる場合

被相続人が、相続人の一人甲を受取人として、保険契約を結び、保険料を支払い、相続開始により相続人甲が生命保険金を受領した場合、甲が受領した保険金は、相続財産ではありません。

原則として、特別受益にもなりません。

しかしながら、その結果、甲と他の共同相続人との間に不公平が生じ、その不公平が、民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほど著しいものであるときは、特別受益となります(最高裁平成16年10月29日決定)。詳細な理由は、下記のとおりです。

最高裁平成16年10月29日決定

被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである。また、死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできない。したがって、上記の養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である。

もともと、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。

この判決事案では、全相続財産が約7000万円であるのに対し、生命保険金が約800万円であった事件ですが、この程度の不公平では、生命保険金は特別受益にはならないとされました。

その後、この判例の趣旨に従い、東京高裁平成17年10月27日決定は、相続財産の総額が1億円余り、生命保険金はほぼ同額のケースで、生命保険金は特別

受益になると判示し、また、名古屋高裁平成18年3月27日判決は、相続財産が6700万円弱のところ、生命保険金が5000万円強のケースでも、生命保険金を特別受益になると認定しました。

ですから、被相続人が、自己の亡くなった後のことを考えて、多額の保険料をかけて、自己の死後相続人の一人に多額の保険金を得させるようなことをした場合、特別受益になるケースが生じてくるものと思われます。

6 持戻し免除されている特別受益は、持戻しはしない

実務で重要な「持戻し免除の意思表示」問題

遺贈も、贈与も、被相続人が持戻しを免除している場合は、持戻しはしません。

特別受益を受けながら、その持戻しが免除されるということは、特別受益については、遺産分割とは“別にもらえる財産”になりますので、特別受益者は、他の相続人に比べ、有利な遺産の相続ができることとなります。

この点は、相続人間に不公平になっても、被相続人の意思を優先し、法律がそう定めたのです。

遺産分割の調停の現場では、生前贈与につき、被相続人から持戻し免除の意思表示を受けたかどうか争いになるケースが多くあります。

(1) 贈与の持戻し免除について

贈与の持戻し免除は、明示のものでなくとも、黙示の持戻し免除の意思表示があったとされる場合もあります。

東京家裁平成21年1月30日審判は、被相続人が相続人の子の養育費用を負担していたとしても、これをもって被相続人から相手方に対する生計資本としての贈与とは直ちにいえぬし、仮に相手方の生計維持に貢献した分があったとしても、被相続人には黙示的な持戻し免除の意思表示があったものというべきであると判示しております。

なお、次の裁判例は、数億円にものぼる生前贈与でしたが、黙示の持戻し免除があったと認定された事例です。

東京高裁平成9年6月26日決定

1 特別受益の内容

長男

被相続人は、長男に対しては、結婚するに際してA宅地に家を建てて居住させ、更にA土地に長男名義の店舗建設を許し長男に園芸店の経営主体となることを許した。これは、被相続人が長男にA宅地に使用借権を生前贈与したものであり、その価額は、A宅地の価格の3割（数億円に相当）とするのが相当である。

次男

被相続人は、次男に対しては、貸家の一軒に無償で住ませ、この固定資産税等は被相続人が支払ってきた。また、被相続人は、次男が飲食店を開業した際の

借入金400万円を返済してやっている。

三男

被相続人は、三男に対しても、借家は無償利用させ、固定資産税等の負担をさせておらず、自活の道をつけるまでは生活の面倒をみてやった。

2 裁判所の判断

裁判所は、被相続人は長男に被相続人の老後の面倒をみてもらうことを期待して（長男一家は被相続人と同居をした）前記特別受益を与えたもので、その特別受益が土地に対する使用借権であることから、その価格が他の相続人に比して多額となるが、次男や三男に与えた特別受益と比べ多額になったとしても、それらは被相続人の資力と各相続人の能力及び生活状況に応じて行った、親としての責任と愛情に基づいた行為であるので、いずれの贈与についても持ち戻しを予定していたものではないと考えられる（これにより、兄弟3名とも、生前贈与分の持ち戻しはしないこととされました。）。

(2) 遺贈の持戻し免除について

遺贈は、遺言書に書くことで効力が生ずるところから、遺贈の持戻しを免除する意思表示も、遺言書に書かないと効力は生じないものとされています。

人は、遺言書を書く場合で、それについては持戻しを求める意思がないときは、当該遺言の対象にした財産について、持戻し免除条項も書く必要があります。その文例は、第2章で紹介いたします。

7 寄与相続人がいる場合の具体的相続分

寄与分の認められた相続人を「寄与相続人」といいますが、寄与相続人が受ける具体的相続分は、民法904条の2に定めております。

(寄与分)

民法第904条の2 共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

すなわち、例えば、相続人は甲と乙の兄弟2人、その相続分は法定相続分、乙に寄与分1000万円が認められたとした場合は、次の表のように、甲の具体的相続分は4500万円、乙の具体的相続分は5500万円になります。

乙の方が多いいのは、無論乙には寄与分1000万円があるからです。

公平な遺産分割という観点からは、寄与分の認められる相続人と寄与分の認められない相続人との間に、寄与分だけの差をもうけることは当然というべきでしょう。

(単位 万円)

被相続人の財産	相続開始時の財産 10000 (遺産)		
内訳	みなし相続財産 9000		寄与分 (乙) 1000
相続人と法定相続分	甲 1/2	乙 1/2	
仮の相続分	甲 4500	乙 4500	
具体的相続分	甲 4500	乙 5500	

審判での寄与分の判断は微妙

下記の3例は、一審の家庭裁判所の判断と、二審の高等裁判所の判断が分かれた例です。

寄与分の認定がいかに微妙なものであるかが分かると思われます。

ですから、寄与分を認めてもらうには、立証力が求められるところです。

- ① 札幌家裁平成26年12月15日審判は、Aが被相続人の指示で、勤めていた会社を退職し、被相続人の経営する簡易郵便局での勤務を開始し、被相続人の事業に労務の提供をしたことで、被相続人の財産の維持に特別の寄与をしたと評価され、遺産総額の約3割の寄与分が認められたのですが、その抗告審である札幌高裁平成27年7月28日決定は、甲は被相続人の事業に従事したとはいえ、相応の給与を得ていたので、寄与分を認めることはできないと判断して、原決定を取り消し、Aの寄与分を定める処分申立てを却下しました。
- ② 神戸家裁尼崎支部平成26年11月20日審判は、相続人Bが被相続人のローン債務を立て替えて弁済したので寄与分があるという主張に対し、Bには被相続人のローン債務を返済してきた事実が認められないとして、寄与分の申立てを却下しましたが、その抗告審である大阪高裁平成27年3月6日決定は、被相続人のローン債務は被相続人一人で返済することは困難であったので、その債務の返済はBの資産を原資になされたと推認できるとして、Bの寄与分を700万円と認めました。
- ③ 静岡家裁沼津支部平成21年3月27日審判は、Cの妻は、被相続人の通院や入浴の介助などを13年間にわたってしてき、そのためCと婚姻生活になじむ間もなく、義父の世話を担うこととなった苦労は相当なものであったといえるが、他方において、Cは子らの中で唯一、成人後も継続して被相続人が所有する不動産において被相続人と同居してきたこと、被相続人は、退院後は、1日中付添が必要な状態にあったわけではなく、自分でトイレに立ったり、食事をすることはできたから、その妻は、被相続人の昼食の支度をした上で、外出やパートに出ることもできたこと、入院期間中の付添は1日当たりの拘束時間は長かったといえるが、付添介護期間が長期にわたるとまではいえないこと等に鑑みると、同居の直系親族としての通常期待される扶養義務の範囲を超える療養看護をしたとまでは評価できず、相続分の修正要素たる特別の寄与に該当しないとされ、寄与分を認めませんでした。その抗告審である東京高裁平成22年9月13日決定は、Cの妻による被相続人の入院期間中の看護、その死亡前約半年間の介護は、本来家政婦などを雇って被相続人の看

護や介護に当たらせることを相当とする事情の下で行われたものであり、それ以外の期間についてもCの妻による入浴の世話や食事および日常の細々した介護が13年余りにわたる長期間にわたって継続して行われたものであるから、その被相続人の介護は、同居の親族の扶養義務の範囲を超え、相続財産の維持に貢献した側面があると評価することが相当であるとして、寄与分を認めました。

なお、寄与分を認めてもらうには、遺産分割の申立てのほかに、寄与分を定める処分の申立書を提出する必要があります。

8 財産の評価

(1) 評価の必要

具体的相続分は、金額でもって表示されますので、具体的相続分を算出するためには、遺産と生前贈与財産の評価を欠かすことはできません。

また、遺産分割の方法（「遺産分割の方法」には、個々の遺産を相続人間に振り分ける現物分割や、後述の代償分割や換価分割があります。）を決めるにも、個々の遺産の評価は必要です。

(2) 評価時点

ア 具体的相続分算出のための評価の時点は、相続開始時です。

遺産も生前贈与も、同じ時点で評価しないと不公平が生じますので、相続に合わせた評価をします。

イ 遺産分割の方法を決定するためには、遺産については、遺産分割時の評価も必要

相続開始時と遺産分割時とでは、時間的な隔たりが生じていますので、この間に遺産の評価額が変動し、相続開始時の評価を元に具体的相続分を算出しても、具体的相続分の合計額が遺産分割時の全遺産の評価額と一致しない場合が生ずることがありますが、この場合は、遺産分割時の評価額を、具体的相続分の割合で、分けることとなります。

なお、下記の判例がいう下線部分の意味は、遺産分割のときの遺産額の合計額と具体的相続分の合計額が一致している場合は、具体的相続分で遺産を分けるが、遺産分割のときの遺産額が、具体的相続分の合計額と一致していない場合は、遺産を具体的相続分の割合で分けるということです。

最高裁平成12年2月24日判決

民法903条1項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分又は指定相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除し、その残額をもって右共同相続人の相続分（以下「具体的相続分」という。）とする旨を規定している。具体的相続分は、このように遺産分割手続における分配の前提となるべき計算上の価額又はその価額の遺産の総額に対する割合を意味するものであって、・・・・・・

このように、遺産と生前贈与の評価は、具体的相続分を算定するためには相続開始時の評価額を算出し、遺産は更に遺産分割時の評価額を算出するのですが、これには、費用と手間を2度かけることになります。

ですから、実務では、しばしば、相続人全員の合意により、具体的相続分を算出する場合も、財産評価の時期を、遺産分割時に統一する運用も結構なされております。この方が、鑑定費用が1回分安くなるからです。また、遺産分割の方法の決定に大きな差異が生じないからです。

(3) 財産の評価の方法

当事者が、全員、合意すれば、その合意内容をもって財産の評価額とされます。実務で多いのは、不動産については固定資産税評価額又は相続税評価額、非公開会社の株式については相続税評価額である評価通達による評価額です。評価額が合意できない場合は、専門家による鑑定価格を出した後、家庭裁判所が判断することになります。

なお、現金や預貯金は、金額で表示されていますので、その表示額が評価額になるのが一般です。上場株式や上場投資信託などは、時価がはっきりしていますので、問題は生じません。

課税価格と相続税評価額とは違う

ところで、相続税評価額をもって、遺産分割の評価額と合意する場合のことは、多くの関係者は、土地については路線価（市街化区域内的の土地）又は固定資産税評価額に国税庁が定めた一定倍率を乗じた金額（倍率方式—路線価のない土地）、建物は固定資産税評価額（これは相続税評価額でもあります。）をもって、相続税評価額とする意思であると思われませんが、これは相続税申告書に書かれた不動産ごとの「課税価格」ではありません。

遺産分割の調停の席などで、相続税申告書に書かれた不動産ごとの「課税価格」を相続税評価額と誤解する人がまれにいますが、「課税価格」は、当該不動産につき小規模宅地に認められた評価減など政策減税制度を受けておれば、減額された後の金額になっているからです。

ときに、固定資産税評価額よりも、ずいぶん低いと思われる課税価格に出合った場合は、それが当該土地について、政策的な評価減がなされた場合であるかを疑ってみるとよいでしょう。